

■ 4条1項11号

不服 2019-11411

＜本願商標＞

七福ししゃも

第29類「ししゃも」

＜結論＞

本件審判の請求は、成り立たない。

＜原査定理由＞

七福

引用商標：

第29類「食肉，食用魚介類（生きているものを除く），肉製品，加工水産物（かつお節，寒天，削り節，とろろ昆布，干しのり，干しひじき，干しわかめ，焼きのりを除く），かつお節，寒天，削り節，とろろ昆布，干しのり，干しひじき，干しわかめ，焼きのり，加工野菜及び加工果実，カレー・シチュー又はスープのもと，お茶漬けのり，ふりかけ，卵」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 商標法第4条第1項第11号該当性について

(1) 商標の類否について

複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについては、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められないときには、その構成部分の一部を抽出し、当該部分だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許される場合があり、商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認

められる場合などには、商標の構成部分の一部だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許される（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決、最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決、最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決参照）。

以下、上記判決に沿って、本願商標と引用商標の類否について検討し、判断する。

（2）本願商標と引用商標との類否について

ア 本願商標

本願商標は、・・・、「七福ししゃも」の文字を横書きしてなるところ、その構成中、「七福」の文字部分は、辞書等に掲載されている既成語ではないものの、その構成文字から「七つの福」ほどの意味合いを理解させ、また、「ししゃも」の文字部分は、「キュウリウオ科の海産の硬骨魚」（「広辞苑 第六版」岩波書店）の意味を有する語であって、魚の名称の一として、広く一般に使用されている事実があるとしても、本願商標全体として何らかの意味合いを看取させないことからすれば、本願商標は、「七福」の文字と「ししゃも」の文字とを組み合わせた結合商標として容易に理解されるといえる。

そして、本願商標の構成中、「ししゃも」の文字部分は、本願の指定商品「ししゃも」との関係において、商品の普通名称、又は品質（内容）を表すものと理解されて、自他商品を識別する機能は極めて低いものといえる一方、上記のような「七つの福」ほどの意味合いを理解させる「七福」の文字部分は、本願の指定商品との関係において、特段、商品の品質等を表示するものではなく、自他商品を識別する機能を十分に果たすものであるから、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるというべきである。

そうすると、本願商標の「七福」の文字部分と「ししゃも」の文字部分とを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められず、本願商標から「七福」の文字部分を要部として抽出し、当該部分だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許されるというべきである。

したがって、本願商標は、その構成全体から生じる「シチフクシシャモ」の称呼を生じるほか、その構成中の「七福」の文字部分に相応して、「シチフク」の称呼を生じ、「七つの福」ほどの意味合いを理解させるものである。

イ 引用商標

引用商標は、・・・、「七福」の文字を筆文字風に横書きしてなるところ、その構成文字に相応して、「シチフク」の称呼及び上記アと同様に「七つの福」ほどの意味合いを理解させ

るものである。

ウ 本願商標と引用商標との類否判断

本願商標の要部である「七福」の文字部分と引用商標とを比較すると、両者は、ともに「七福」の文字から構成され、「シチフク」の称呼を共通にし、また、両者は特定の観念は生じないものの、ともに「七つの福」ほどの意味合いを理解させ、観念において近似した印象を与えるものであるから、外観、称呼及び観念のいずれの点においても、相紛らわしく、互いに類似するものである。

してみれば、本願商標の要部である「七福」の文字部分と引用商標とは、類似するものであるから、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶及び連想等を総合して、全体的に考察すれば、相紛れるおそれのある類似の商標と判断するのが相当である。

(3) 本願の指定商品と引用商標の指定商品との類否について

本願の指定商品である第29類「ししゃも」は、引用商標の指定商品中、第29類「食用魚介類（生きているものを除く）」と同一又は類似の商品である。

(4) 小括

以上のとおり、本願商標と引用商標とは類似する商標であり、その指定商品も同一又は類似の商品であるから、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。

2 請求人の主張について

(中略)

3 まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「七福ししゃも」と、引用商標「七福」は、本願商標の要部である「七福」の文字部分と引用商標とが類似するものであるから、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶及び連想等を総合して、全体的に考察すれば、相紛れるおそれのある類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

「〇〇〇」と「〇〇〇+商品の普通名称」から構成される商標の類否は、しばしば審決でも争点となっています。「〇〇〇」部分の造語性や、「〇〇〇+商品の普通名称」の全体としての意味合いの一体性、取引の実情にもよりますが、最近の審決では、本事件のように類似と判断される傾向にある印象を受けます。

そもそも、このような類否の判断手法は、商標審査基準に記された基本的・伝統的なものですから、本事件の結論についての特別な違和感はありません。

非類似と判断されるケースはあくまで例外的であると考え、商標調査段階で引用商標のような商標が発見された場合には、速やかに商標の再考をすべきだと個人的には思います。

なお、当事務所の「商標審決雑感」でも、本事件のような事例をいくつか取り上げておりますので、もしよろしければ、ご参考までにご覧いただければと思います。

(弁理士 永露 祥生)
<2020年8月26日>